

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（入所系）

● ポイント 感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

感染疑いがない場合

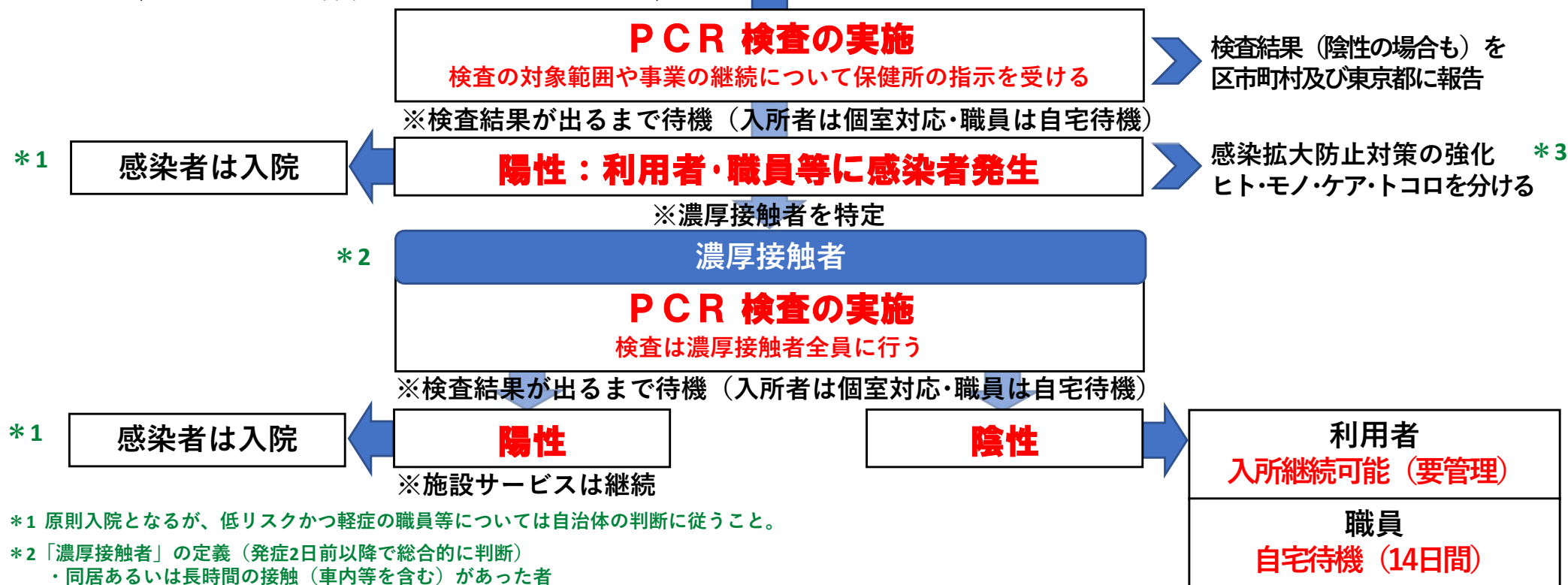
- ・感染対策マニュアルの確認・取組の徹底（健康管理・マスク等による防護・手指衛生・消毒清掃・換気）
- ・施設長等・医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）・家族等・職員の連絡・情報共有体制の確認・共有
- ・業務継続計画（BCP）の準備、衛生・防護用品の確保、出入り者の制限・記録

感染疑いが発生した場合

- ・施設長等・医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）に報告・相談し対応、家族等・職員に共有
- ・施設内の短期入所の中止も含め入退所者等出入り者の制限強化を検討
- ・感染確定に備えて、疑い者の隔離・個別ケア、使用した場や物の消毒・清掃、他への感染可能性確認

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は主治医から「新型コロナ外来」に連絡し指示を受ける

（保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター）



新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（通所系）

● ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

感染疑いがない場合

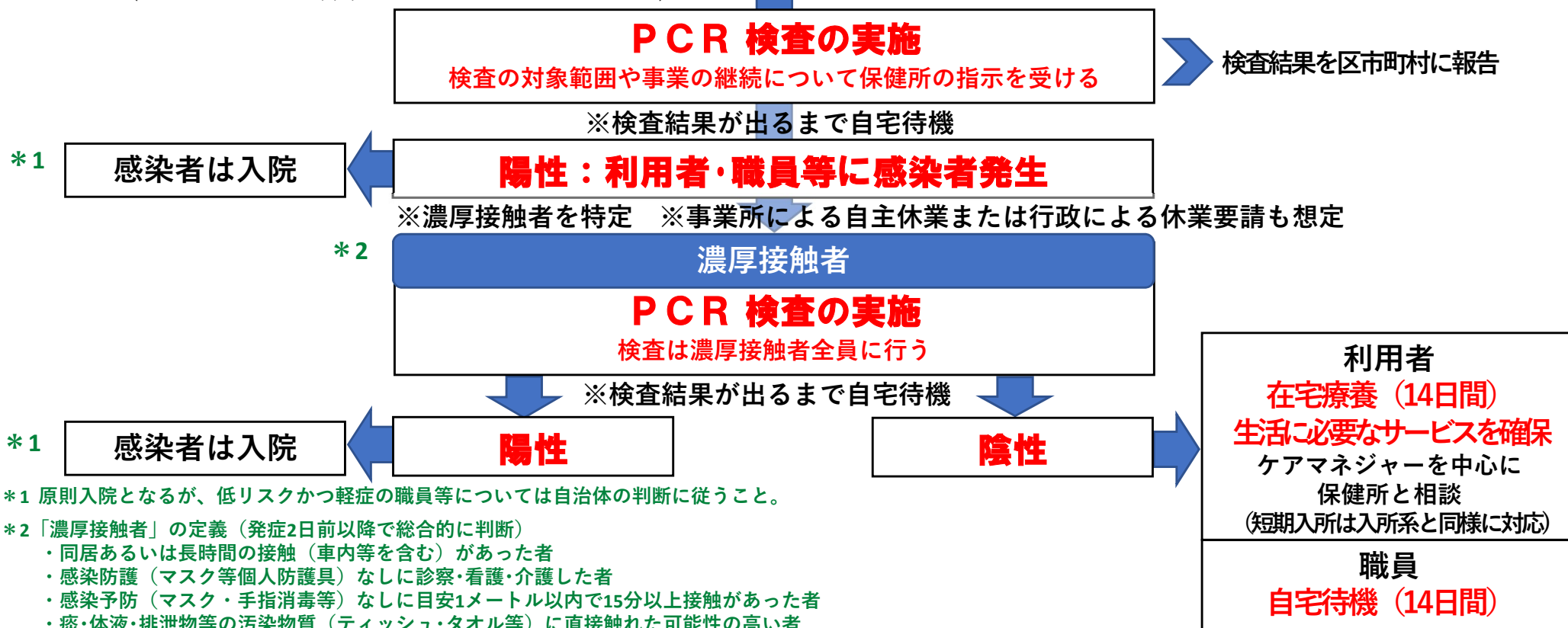
- ・利用者の同居家族・介護者等の職場・学校等や地域での発症情報の収集・把握
- ・感染対策マニュアルの確認・取組の徹底（健康管理・マスク等による防護・手指衛生・消毒清掃・換気）
- ・管理者等・医師（主治医等）・ケアマネジャー・家族等・職員の連絡・情報共有体制の確認・共有
- ・業務継続計画（BCP）の準備、衛生・防護用品の確保、出入り者の制限・記録
- ・送迎車乗車前に体温等健康状態の確認

感染疑いが発生した場合

- ・事業所の管理者等・医師（主治医等）に報告・相談し対応、家族等・職員に共有
- ・利用者の場合、主治医・担当ケアマネジャーに連絡
- ・感染確定に備えて、疑い者の使用した場や物の消毒・清掃、他への感染可能性確

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は主治医から「新型コロナ外来」に連絡し指示を受ける

（保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター）



*1 原則入院となるが、低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。

*2 「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

上記の濃厚接触者の定義に当てはまらない者は積極的疫学調査の対象外であり、PCR検査の対象にはならない。一方で、当てはまらない者でも何らかの症状がある場合には、医師が総合的に判断し、疑似症とした場合には、フローの感染疑い者が発生した場合となり、上記フローに沿った対応を行う。

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（訪問系）

● ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

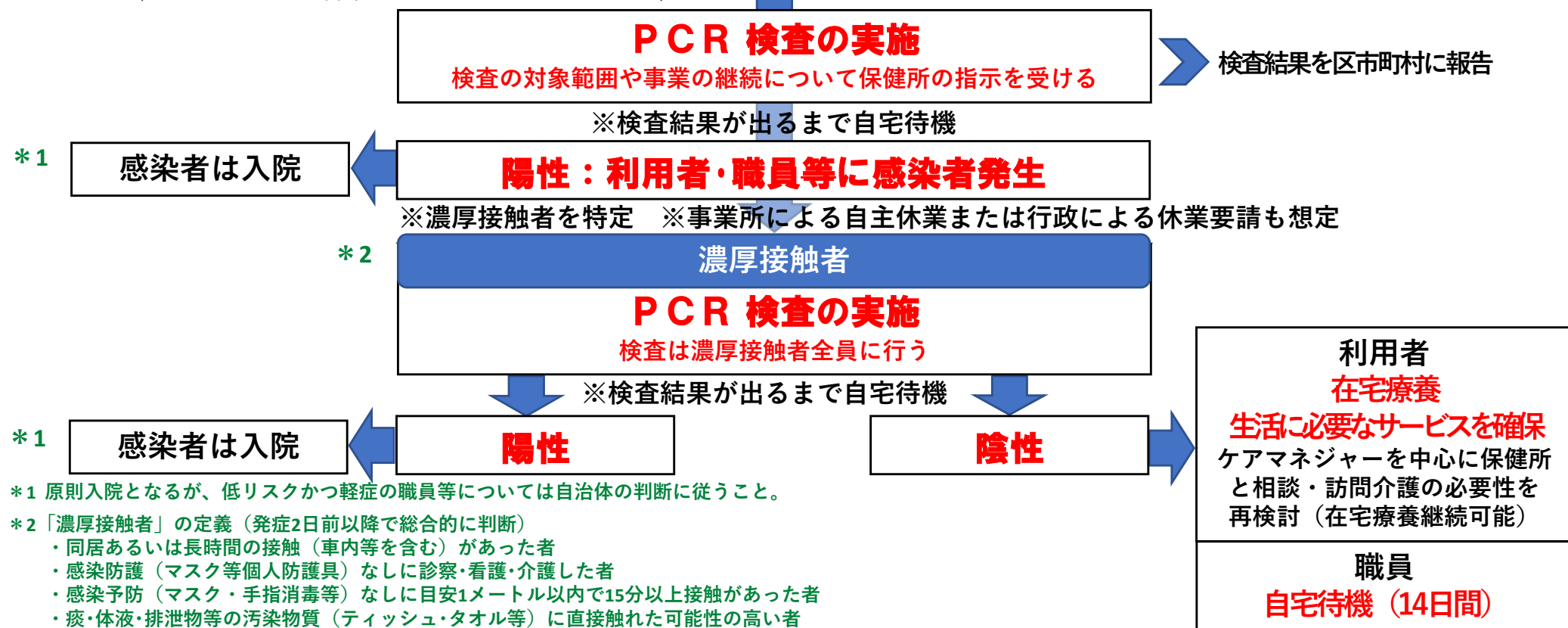
感染疑いがない場合

- ・利用者の同居家族・介護者等の職場・学校等や地域での発症情報の収集・把握
- ・感染対策マニュアルの確認・取組の徹底（健康管理・マスク等による防護・手指衛生・消毒清掃・換気）
- ・管理者等・医師（主治医等）・ケアマネジャー・家族等・職員の連絡・情報共有体制の確認・共有
- ・業務継続計画（BCP）の準備、衛生・防護用品の確保
- ・訪問前に電話等にて体温等健康状態を確認

感染疑いが発生した場合

- ・事業所の管理者等・医師（主治医等）に報告・相談し対応、家族等・職員に共有
- ・利用者の場合、主治医・担当ケアマネジャーに連絡
- ・感染確定に備えて、他への感染可能性確認

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は主治医から「新型コロナ外来」に連絡し指示を受ける
（保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター）



*1 原則入院となるが、低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。

*2 「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

上記の濃厚接触者の定義に当てはまらない者は積極的疫学調査の対象外であり、PCR検査の対象にはならない。一方で、当てはまらない者でも何らかの症状がある場合には、医師が総合的に判断し、疑似症とした場合には、フローの感染疑い者が発生した場合となり、上記フローに沿った対応を行う。